

〔償却資産税申告〕よくある質問

Q1	1月からの一年間、償却資産の購入や廃棄がない場合も申告は必要ですか？
	A1) 必要です。 資産の増減がない場合でも、毎年1月31日までに、賦課期日（1月1日）現在に所有している資産を申告しなければなりません。 ※償却資産申告書の法定申告期限は1月31日(土日に当たる場合、翌週月曜)
Q2	送られてきた申告書に載っている償却資産を全てもっていない場合でも、申告は必要ですか？（例：前年中に、肝付町外に資産が移動、合併、廃業した等。）
	A2) 必要です。 資産の所有状況把握のために、申告書右下の「備考欄」に「（理由）のため、該当資産なし」とご記入のうえ、申告書をご提出ください。
Q3	年の途中で廃業した、もしくは対象の償却資産が無くなった場合、固定資産税（償却資産）の課税はどうなりますか？
	A3) 当該年度の税額に変更はありません。 固定資産税（償却資産）は賦課期日（1月1日）現在所有している償却資産に対して課税されます。このため、年の途中で対象の償却資産が無くなったとしても、当該年度の税額に変更はありません。
Q4	町内に事業所はありますが、本社は町外にあります。償却資産の申告は必要ですか？
	A4) 必要です。 償却資産の申告は、その資産が所在する市町村へ報告する必要があります。そのため、肝付町内の工場に設置している償却資産については、肝付町へ申告することになります。
Q5	使っていない資産であっても、申告が必要ですか？
	A5) 場合によっては必要です。 稼働を停止している、いわゆる遊休資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働して事業の用に供することができるものについては、償却資産の申告対象になります。
Q6	耐用年数を過ぎた古い資産であっても、申告の対象になりますか？
	A6) なります。 減価償却を終えた資産（償却済資産）であっても、事業を営むために所有しているものは償却資産の申告対象になります。
Q7	減価償却をしていない資産は、申告の対象になりますか？
	A7) なります。 現実に減価償却を行っていない資産であっても、本来減価償却が可能な資産であれば、償却資産の申告対象になります。

Q8	相続をした償却資産は、どのように申告すればいいですか？
	A8) 被相続人（亡くなった方）からの情報を引き継いで申告します。 申告書の名前は、前年度台帳に載っている被相続人になっています。朱書きで新しい所有者の方のお名前に修正し、被相続人の取得年月および取得価格、耐用年数を引き継いで、そのまま申告してください。 なお、相続の結果、共有財産となった場合は持ち分毎に申告書を分けず、代表者から「（代表者名）外2名」～と共有名義で1枚の申告書をご提出ください。
Q9	提出した申告内容に誤りがあった場合、どのようにしたらよいですか？
	A9) 修正申告をご提出ください。 「償却資産申告書（償却資産課税台帳）：第26号様式」の上部余白に「修正」と明記し、「備考欄」もしくは「種類別明細書」に修正年度と修正内容がわかるように朱書きしてご提出ください。 なお、申告書提出後、修正内容について改めて確認させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
Q10	償却資産の申告の対象とならないものには、どのようなものがありますか？
	A10) 以下のようなものが当たります。 ①自動車税・軽自動車税の課税対象となるべき車両 （例：小型特殊自動車に分類されるフォークリフト等） ②家屋として固定資産税が課税されるべき資産 （屋根・壁三面で覆われ、土地に定着している構造物を家屋とみなす） ③無形固定資産 （例：アプリケーションソフトウェア、特許権等） ④繰延資産 （例：創立費、開業費、開発費等） ⑤耐用年数1年未満または取得価格10万未満の償却資産について、税務会計上固定資産として計上しないもの ⑥取得価格20万未満の償却資産を、税務会計上3年間で一括償却するもの ⑦その他
Q11	償却資産の免税点とはなんですか？
	A11) 償却資産の免税点・課税標準額は合計150万円未満です。 免税点とは、課税標準額が一定の金額未満に課税しないこととされている場合の、その一定の金額のことをいいます。償却資産においては、同一事業者が肝付町内で所有する全ての償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合、その年度の償却資産税は課税されません。 ただし、150万円未満であっても申告は必要です。（翌年度に資産を追加した場合など、課税対象になる可能性があるため） ※評価額や課税標準額の詳しい計算方法は、申告の手引きをご確認ください。

※詳細は【償却資産申告の手引】をご確認ください。